

公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程

(平成22年4月1日制定 法人第3101号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 常勤の役員に対する報酬は、年俸（1の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の勤務に対する対価をいう。）及び通勤手当とする。

2 非常勤の役員に対する報酬は、月額報酬、日額報酬及び通勤に要する費用とする。

(年俸)

第3条 常勤の役員の年俸の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 理事長 14,110,000円
- (2) 副理事長 10,930,000円
- (3) 理事 10,930,000円

2 前項に規定する年俸の額は、当該常勤の役員の経歴、業績評価の結果、法人の運営状況、社会情勢等を勘案し、同項に規定する当該役員の年俸の額の範囲内でこれを変更して決定することができる。

(年俸の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、教職員が引き続いて常勤の役員（理事長を除く。次項において同じ。）となる場合の年俸の額は、その者が引き続き教職員であった場合に給与規程の規定により支給を受けることとなる給与の額を基礎として決定する。

2 前条の規定にかかわらず、山梨県職員（山梨県職員給与条例（昭和27年山梨県条例第39号。以下「給与条例」という。）第1条に規定する職員をいう。）が、任命権者の要請に応じ、引き続いて常勤の役員となるため退職手当を支給されずに山梨県を退職し、かつ、引き続いて常勤の役員となる場合の年俸の額は、その者が引き続き山梨県職員であった場合に給与条例の規定により支給を受けることとなる給与の額を基礎として決定する。

(年俸の支給方法)

第5条 常勤の役員の年俸は、年俸の額を12で除して得た額（以下「月払年俸額」という。）を公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第10条第2項に規定する支給日に支給する。ただし、3月にあっては、年俸の額から当該年度に既に支払われた月払年俸額の合計額を差し引いた額を支給する。

2 年度の中で新たに常勤の役員となった者には、第2条第1項の規定にかかわらず、その日からの年俸を支給する。

3 年度の中で常勤の役員が退職し、又は解任されたときは、第2条第1項の規定にかかわらず、その日までの年俸を支給する。ただし、常勤の役員が死亡により退職したときは、その月の末日までの年俸を支給する。

4 前2項の規定により支給する年俸は、当該年度の総日数から公立大学法人山梨県立大学教職員の勤務時間等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算するものとし、その支給方法については、第1項の規定にかかわらず理事長が別に定める。

(年俸の返還)

第6条 年度の中で退職し、又は解任された常勤の役員に対し前条第1項の規定に基づき支給された当該年度の月払年俸額の合計額が、同条第4項に規定する計算の方法によって計算して得られた額を超えるときは、当該常勤役員はその超える部分に相当する額を法人に返還しなければならない。

(非常勤役員報酬)

第7条 非常勤の役員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の中から勤務形態を考慮して決定する。

- (1) 理事 月額300,000円又は日額30,000円
- (2) 監事 日額30,000円

2 第5条第2項から第4項の規程は、非常勤役員報酬（日額の場合を除く。）の日割計算について準用する。この場合において、同条第2項から第4項中「年度の」とあるのは、「月の」と、「年俸」とあるのは、「月額報酬」と、同条第2項及び第3項中「常勤の役員」とあるのは、「非常勤の役員」と、「第2条第1項」とあるのは「第2条第2項」と読み替える。

3 非常勤の役員の日額報酬は、その業務に従事した日数に応じて支給するものとし、支給日については、理事長が別に定める。

（通勤手当等）

第8条 常勤の役員の通勤手当の額、支給要件及び支給方法については、給与規程の例による。

2 非常勤の役員の通勤に要する費用の額及び支給方法については、公立大学法人山梨県立大学教職員旅費規程に準じて、理事長が別に定める。

（報酬の支払方法）

第9条 役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員の報酬は、役員からの申し出に基づき口座振替の方法により支払うことができる。

（端数の処理）

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、別に定める場合を除き、これを切り捨てるものとする。

（補則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（特例措置）

2 平成23年10月1日から平成27年3月31日までの間における常勤の役員の年俸の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、理事長にあっては同項第1号に定める年俸の額から当該年俸の額に100分の7を乗じて得た額を減じた額とし、副理事長及び理事にあっては同項第2号及び第3号に定める年俸の額から当該年俸の額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。

3 第5条第2項及び第3項の規定により支給する年俸は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、次により算出した額とする。

イ 第3条に定める年俸の額（次号及び第7項において「基本年俸」という。）に、次の表に掲げる期間及び役員の区分に応じ同表に掲げる率を乗じて得た額を算出する。

期間	役員	率
平成23年4月1日から平成23年9月30日まで	理事長	100分の9
	副理事長及び理事	100分の6
平成23年10月1日から平成24年3月31日まで	理事長	100分の7
	副理事長及び理事	100分の4

ロ 基本年俸からイにより算出した額を減じて得た額を算出する。

ハ ロにより算出した額にそれぞれの期間の総日数から勤務時間規程第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額を合計して算出した額とする。

4 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における常勤の役員の年俸の支給方法は、第5条の規定にかかわらず、理事長が別に定める。

（臨時特例）

5 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における常勤の役員の第5条第1項に規定する月払年俸額は、第2項の規定を適用しないで算出した月払年俸額から、当該月払年俸額に、理事長にあっては100分の15を乗じて得た額に相当する額を、副理事長及び理事にあっては100分の10を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ

減ずる。

6 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における常勤の役員の年俸額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間 第2項の規定を適用して算出した月払年俸額の合計額

(2) 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間 前項の規定を適用して算出した月払年俸額の合計額

7 第5条第2項及び第3項の規定により支給する年俸は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、次により算出した額とする。

イ 基本年俸に、次の表に掲げる期間及び役員の区分に応じ同表に掲げる率を乗じて得た額を算出する。

期間	役員	率
平成25年4月1日から平成25年6月30日まで	理事長	100分の7
	副理事長及び理事	100分の4
平成25年7月1日から平成26年3月31日まで	理事長	100分の15
	副理事長及び理事	100分の10

ロ 基本年俸からイにより算出した額を減じて得た額とする。

ハ ロにより算出した額にそれぞれの期間の総日数から勤務時間規程第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額を合計して算出した額とする。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年3月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年12月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年12月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年12月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年12月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年12月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。